

自動貯留排出機設置の事前協議指針

(平成16年3月22日 廃棄物事業部長決裁)

ごみ集積施設設置基準(平成11年4月16日環境局長決裁)の第8に規定する自動貯留排出機設置の事前協議指針は、次のとおりとする。

- 1 建物敷地内の地上に設置するとともに、利用者の動線上に最適で、かつ、収集車両が容易に寄り付け、収集作業に支障のない場所に設置すること。
- 2 外部からの侵入による事故並びにごみの飛散及び流出等が防止できる構造とし、かつ、利用者の利用及び収集作業に支障のない構造とする。
- 3 排出装置の前面は、収集車両が進入し方向転換を行い、車両後部を排出装置の排出口に安全に接することができるよう固定式車止めを設けるとともに、収集中の車両が他の車両の通行等の妨げにならないようにすること。
- 4 建物屋内に設置する場合は、給排水設備及び照明設備を設けるとともに、ごみの臭気及び収集車両の排出ガスを除去するための換気設備を設けること。
- 5 排出装置の稼動に伴う騒音及び振動を吸収できる構造とすること。
- 6 利用者が排出したごみを一時的に貯留し、機械的に排出して収集車両に積み込むことのできるものであること。
- 7 建物の規模、用途、業態、収集頻度等を考慮し、排出量に応じた適切な容量を確保し設置すること。
- 8 装置の排出口は、収集車両の投入口の幅以内とし、排出口の高さは、収集車両の投入口の高さに合わせて調整するとともに、車両投入口までの間隔を微調整できるなど、ごみの飛散及び流出等のないような構造とすること。
- 9 建物屋内に設置する場合には、収集車両が容易に直接その施設まで寄り付ける通路、旋回場所及び原則として3.5メートル以上の有効高を確保すること。
- 10 前項に掲げるもののほか、本市が必要と認める事項については、別途指示することに従うこと。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年11月14日改正)

この改正は、平成20年2月1日から実施する。